

パブリックコメントによる意見募集の結果について

「津久見市空家等対策計画（素案）」について、平成29年8月23日から平成29年9月25日まで意見募集を実施したところ、下記のとおりご意見をいただきましたので、市の考えを添えて公表します。

○意見提出者1名

○意見と市の考え

意 見	市の考え
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者は、周囲が考えるほど困っていないし考えてもいない。まして、その姿を目にすることがない遠隔地に住んでいればなおさらの事だと思う。また、どうすればよいかもわからない。空き家個々に対して、専門家や行政が対処法を提案してやることで、具体的な改善を考えるのではないか？ ・台風18号の被害において、空き家の泥出しや家財の運び出し作業が遅れたのではないかと思われる。早急な対策が必要である。 	<p>市では、空家等の発生予防や利用可能な空家等の活用、管理不全な空家等の解消など3つの基本目標に伴う、予防・活用・管理の各施策を実施し基本理念の実現をめざします。</p> <p>具体的には、市では、空家等実態調査を実施しており、適切な管理が行われていない空家家について「空家等の適切な管理について（お願い）」の文書とアンケートを同封し空家所有者に送付しています。これらを通じて個別案件ごとに対応を取ってきました。</p> <p>空家等対策計画策定後も計画15頁の措置フローに従って「空家等の適切な管理に関する情報通知書（第3号様式）」を空家所有者に送付し、対応を協議していきたいと考えています。</p> <p>また、計画21頁のとおり空家等の所有者等に対し適切な管理が行われるよう文書や口頭で助言・指導を行っていき、空家等の発生予防に努めたいと思っています。</p>

<p>・住宅政策において、ひとつの地方自治体で考えるのは困難だろうが、新築偏重の政策を変えるべき</p> <p>まず、家を建てられる地域の制限をすること。(都市計画を見直す)</p> <p>生活に係る行政サービスの範囲を限定する。(水道、下水道、ごみ収集など)</p> <p>自動車リサイクル法のように、新築時に(床面積に対して)解体基金として一時金、もしくは固定資産税に上乗せし徴収し証券化する。一定額が貯まれば、徴収終了。</p> <p>証券は、家の所有権に付いて回り、解体費用のみに充当される。</p> <p>基金として活用し、特定空き家の解体費等に活用することも出来る。</p>	<p>ご指摘については、一自治体での対応は非常に困難であると思います。</p> <p>本意見につきましては、国や他の地方自治体の動向等も参考にしながら、関係部署等と連携・調整等を行い、住宅政策の検討をしていきたいと考えています。</p>
<p>・空き家の活用もしくは再建築を誘導できる税活用を考える。</p> <p>例えば、空き家を購入し活用する場合の購入資金やリフォーム資金、事業運転資金の金利補助</p> <p>建替える人には住宅ローンの金利補助</p> <p>空き家を売却処分した所有者には、津久見の産品を数年間送る。</p>	<p>市では、空き家情報バンク登録物件購入者に対する支援事業や移住者に対する居住支援事業の充実を図り、空家等の活用を支援していきます。</p> <p>具体的には、移住者居住支援事業等への取組や新たな支援事業については、関係部署等と連携・調整等を行い、活用促進の検討をしていきたいと考えています。</p>